

一般乗合旅客自動車運送事業者用
一般貸切旅客自動車運送事業者用
特定旅客自動車運送事業者用
自家用有償旅客運送者用

I. 事故

1. 目的

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者に係る事故が発生した場合、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。

また、平成21年9月、消費者安全法が施行されたことにより、乗客に死者若しくは重傷者が生じた事故又は当該事故を発生させるおそれがあった事故については、同法第2条第6項に規定する「消費者重大事故等」に該当し、同法第12条第1項に基づき国土交通大臣から内閣総理大臣（消費者庁）への通知を行う必要があります。

このため、以下の事故に関する情報の各地方運輸支局等への速報手順及びその他各種対応等を定め、事業者の皆様速やかな報告をお願いすることによって、国土交通省への情報の迅速な伝達及び円滑な対応を図ることを本マニュアル作成の目的としています。

※ 本マニュアルにおける速報対象の事故が「自動車事故報告規則」（昭和26年12月20日運輸省令第104号。以下「報告規則」といいます。）第4条又は「自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示」（平成21年11月20日国土交通省告示第1224号。以下「告示」といいます。）第1項に基づく速報対象の事故である場合、本マニュアルによる速報をもって報告規則又は告示に基づく速報に代えることができます。

本マニュアルによる速報後は、報告規則第2条に該当する事故にあつては、報告規則第3条に基づき、同条に規定する期限以内に「自動車事故報告書」を提出して下さい。

2. 事故発生時の対応

(1) 速報の対象となる事故

速報していただく事故は、以下のとおりです。

- ① 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故（報告規則第4条第1項第2号イ）
- ② 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故（報告規則第4条第1項第2号ロ）
- ③ 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故（報告規則第4条第1項第2号ハ）
- ④ 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故（報告規則第4条第1項第3号）
- ⑤ 転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触した事故（報告規則第4条第1項第1号）
- ⑥ 酒気帯び運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項の規定

に違反する行為をいう。) (報告規則第4条第1項第5号。事故のない酒気帯び運転についてはマニュアル固有)

- ⑦ 自然災害に起因する可能性のある事故 (マニュアル固有)
- ⑧ 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
- ⑨ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき (告示第1項)

(2) 速報 (第1報)

速報の対象となる事故が発生した際には、以下の手順等及び別添1の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者(※)は、第1報を速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先(注)へご連絡下さい。

事故について、運転者からの報告など、如何なる形態であれ、その発生を知り得た場合は、当該事故に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握している範囲で結構ですので、速やかに第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先あてに報告をお願いします。

(※) 御社の中であらかじめ選任をお願いします。

(注) 各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内 (祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15)】

福島運輸支局整備部門 (保安担当)

TEL 024-546-0342

FAX 024-545-1561 (別添様式)

【連絡先の勤務時間外 (月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日)】

携帯電話 090-2607-0353

(☆) 2. (1) ①、②又は④で乗客に係るもの及び③については、特に速やかな報告をお願いします。

② 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

ア 事業者名

イ 事業形態 (一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者の別)

ウ 発生日時

エ 発生場所

オ 事故車の登録番号

カ 死者数、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数

(それぞれ乗客、乗員、その他の別ごとに。区別がわからない場合は合計数のみ)

記載し報告をお願いします。)

- キ 事故概要
- ク 情報入手先
- ケ その他判明している事項
- コ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

以下の手順及び別添1の連絡フローにより対応をお願いします。

緊急連絡担当者は、第1報報告後の追加情報についても、各地方運輸支局等緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、各地方運輸局等又は各地方運輸支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

3. その他

特に連絡のとりにくい休日・夜間においても、緊急連絡担当者の不在により、情報の把握・伝達ができないといったことがないように、連絡体制の徹底をお願いします。

このため、緊急連絡担当者が不在の場合であっても支障なく情報連絡が行われるよう緊急連絡担当者に代わる方を2名以上選任して下さい。

【別添様式】

FAX送信票

福島運輸支局整備部門（保安担当） あて 平成 年 月 日
時 分 現在

FAX 024-545-1561

事故報告（第 報）

事業者名			
事業形態	一般乗合	一般貸切	特定 自家用有償 (いずれかを○で囲む)
事故発生日時	平成 年 月 日	時 分	
事故発生場所			
事故車の登録番号			
	死者数	総負傷者数	
		うち重傷者数	
乗客	名	名	名
乗員	名	名	名
その他	名	名	名
合計※	名	名	名
<事故概要>			
情報入手先			
<その他判明している事項>			
【緊急連絡担当者名・連絡先】			
氏名		TEL	

※ 乗客・乗員その他区別がわからない場合は合計欄のみ記入。

事故発生時における緊急連絡 (別添1)

バス事業者・自家用有償旅客運送者用

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告

1. 1名以上の死者を生じた事故
2. 5名以上の重傷者を生じた事故
3. 10名以上の負傷者を生じた事故
4. 乗客に重傷者が発生した事故
5. 車両が転覆、転落又は火災を生じた事故
6. 鉄道車両と接触・衝突した事故
7. 酒気帯び運転
8. 自然災害に起因する事故
9. 社会的に影響の大きい事故
10. 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

乗客に被害が生じた場合は特に速やかに報告

福島運輸支局 検査整備保安部門 保安担当

【平日(8:30~17:15)】

電話: **024-546-0342**

FAX: 024-545-1651

【閉庁日・時間外】

携帯電話: **090-2607-0353**

携帯メール: fukuriku5460342@docomo.ne.jp

※上記携帯電話がつかない場合には東北運輸局の携帯電話(090-7065-7852)までお願いします。

報告事項

第一報は把握している範囲の報告でOK

- ① 事故発生日時、場所 (いつ、どこで、国道or県道or市道)
- ② 事故概要 (何が、どうした)
- ③ 死者・重傷者・軽傷者それぞれの人数 (被害状況)
- ④ 道路、信号、路面等の状況 (交通環境等)
- ⑤ 事業者名、営業所名、報告者名、連絡先、車両の登録番号
- ⑦ その他(運転者・被害者の年齢等)

重大事故発生時は、すぐに**電話**で第一報